

リバタリアニズムにおける「古典的自由主義」カテゴリー

福原明雄

はじめに——問題の所在

第一章 日本のリバタリアニズムにおける「古典的自由主義」理解

第一節 デイヴィッド・アスキューの分類

第二節 森村進のリバタリアニズム像

第三節 橋本祐子の「最小福祉国家論」

第四節 小括——議論の方向性の確認

第二章 「古典的自由主義」の射程

第一節 ジェイソン・ブレナン (Jason Brennan) の分類

第一項 ブレナンの時系列的分類

第二項 ブレナン分類と「古典的自由主義」

第二節 スティーブン・ナサンソン (Stephen Nathanson) の分類

リバタリアニズムにおける「古典的自由主義」カテゴリー

(都法五十四―二) 五八三

第一項 政治的分極化を避けるための、スペクトルの分類

第二項 4つの資本主義

第三項 3つの福祉国家

第四項 ナサンソン分類と「古典的自由主義」

第三章 若干の検討——平等・充分性・自由

第一節 「財産所有のデモクラシー」と「福祉国家」

第二節 左派リバタリアニズムの問題

第三節 「古典的自由主義」再論に向けて

おわりに

はじめに——問題の所在

本稿は、少々まわりくどい表題を持つが、その本質はたった一つの、単純な問いに繋がっている。その問いとは「リバタリアニズムとは何か」である。

これほどシンプルな問いを、なぜ、今になって再び問い直す必要があるのか。そんなもの自明ではないのか、もしくは、無意味なのではないか。ロバート・ノージック (Robert Nozick) を現代正義論上のリバタリアニズムの始点と考えたとしても、既に約四〇年間もの論争を重ねてきている。また、リバタリアニズムの概説的な説明は頻繁になされ、日本語でも、デイヴィッド・アスキューや森村進⁽¹⁾による説明が利用できる。そのような飽和(過剰?)

状態にありながら、改めて「リバタリアニズムとは何か」を問い直すことに、どんな意義があるのか。

筆者は旧稿、また、日本法哲学会の分科会報告において、自由観を中心に、リバタリアニズム理解の再検討を行った。その中で筆者は、リバタリアニズムは字義通りの「自由主義」と理解されるべきであり、その正当化根拠として、自己所有権が最も有望であると論じた。そして、「自由」には消極的自由だけでなく、リバタリアンが通常あまりシンパシーを覚えない、積極的自由の個人主義的な解釈も含まれる必要があると論じた。また、そのような自由を可能にするような、ある程度の（再）分配が必要になる可能性も示唆した⁽²⁾。このような筆者の議論に対して、多くの方から頂いた、議論全体に関する疑問は、およそ「消極的自由のみを擁護するわけでも、政府による分配を否定するわけでもないのに、なぜその議論がリバタリアニズムと呼ばれるべきなのか」、そして「既にリベリズムなのではないか」というものであった。

もちろん、このような疑問の基礎にも「リベラリズムとは何か」という大きな問題が存在することは、認識されるべきである。しかし、仮に、リバタリアニズムがリベラリズムと何かを共有しているとしても、両者が相互に異なるもののだとすれば、両者が共有していない要素を明らかにすることは、リバタリアニズムはどのようにリベラリズムではないのかを明らかにすることになるだろう。おそらく、その举证責任はリバタリアンたちに（だけ）ある訳ではない⁽³⁾。その一方で、このような議論がリバタリアニズム側から行われる必要はない、ということでもないだろう。リバタリアンたちが、自らをリベラルから画然と区別したいのであれば、その手間を惜しむべきでないし、現にそのような議論は行われてきた。それらが十全なものかについては、以下で検討する。

表題は、政治的・経済的な制度や立場についてのカテゴリーとしての「古典的自由主義」について議論するといふことを意図しており、本稿はその検討を中心に置く。しかし、そこから派生的にはあれ、否応なく、その哲学

的な面に対しても検討を加えることになるだろう。そして、リバタリアニズムのいちカテゴリーとして「古典的自由主義」が認識されるとき、それがどのような危うさを抱えているのか、そして、それはいかにしてリバタリアニズムであり得るのか、明らかにしていきたい。

第一章 日本のリバタリアニズムにおける「古典的自由主義」理解

第一節 デイヴィッド・アスキューの分類

日本の法哲学分野でのリバタリアニズム研究において、その先鞭をつけた著作の一つとして、デイヴィッド・アスキュー「リバタリアニズム研究序説」がある。⁽⁴⁾ アスキューはこの論文を通して、一九世紀末から二〇世紀にかけての「拡大国家」の時代において、その「悪夢」と対峙した「現代自由主義者」を、それ以前の自由主義者から区別して論じている。アスキューによれば、その最も大きな違いは国家観にある。リバタリアニズムは、拡大国家を強制力・暴力を具現化した組織だと考え、これを批判する。そして、アスキューのリバタリアニズム理解によれば、リバタリアニズムが擁護しているのは、私生活自由放任主義であり、経済的自由放任主義（レッゼ・フェール）ではない。後者は前者の手段ではあり得るが、それ自体が目的なのではない。⁽⁵⁾

アスキューによれば、現代自由主義者はリバタリアニズムと古典的自由主義に区別できる。そして、リバタリアニズムは無政府資本主義と最小国家論に区別できる。無政府資本主義とは国家の完全廃止を要求するもの、最小国家論とは国家の役割を司法・治安・国防に制限しようとするもの、そして、古典的自由主義とは貨幣の供給や若干

の福祉活動など、いくつかのサーヴィス提供も国家活動に含めるといふものである。

また、アスキーによれば、現代自由主義者は、自由主義原理の正当化理論に關しても、大きく異なっている。それらとは、ノージックに代表されるような自然権、フリードマン親子に代表されるような帰結主義、そしてナーヴェンソンに代表されるような契約論である。これらの国家観と自由主義原理の正当化理論の組み合わせによって、9つの立場に分けられる、というのがアスキーの現代自由主義理解である(表1)。(6)

この分類を「アスキー分類」と呼ぶことにしよう。アスキー分類において、アスキーがリバタリアニズムだと考えたのは、無政府資本主義と最小国家論だけである。それは、リバタリアニズムが市場における自然独占を強制とは考えていない一方で、古典的自由主義は、交換の場である市場でも、強制的な状況が起こり得、それを修正する政治の役割を許容する、とアスキーが考えるからである。言い換えれば、ある自由を獲得するために、他の自由を抑圧する必要を、古典的自由主義者は認めるのである。(7)

以下では、この分類を念頭に、日本のリバタリアンが、どのようにリバタリアニズム、殊に、「古典的自由主義」を理解しているのか、確認したい。

表1 国家論と自由主義原理の正当化理論

	自然権論	帰結主義	契約論
無政府資本主義	ロスバード	D・フリードマン	
最小国家論	ノージック		ナーヴェンソン
古典的自由主義	マロイ	ハイエク	ブキャナン

第二節 森村進のリバタリアニズム像

アスキュー自身の理解とは異なり、アスキュー分類に従って議論を進める多くの論者は、古典的自由主義もリバタリアニズムに含まれる、と考えている。森村進は自らのリバタリアニズム理解について、次のように表現している。

「私『森村―筆者』は〈最低限の生存権〉とか〈動物の虐待の禁止〉とか〈まだ生まれていない将来世代への配慮義務〉といった、典型的なリバタリアンがあまりしない主張をしているが、それは消極的自由しか認めないという立場が持つ理論的な純粹さと単純さを犠牲にしても、人道的考慮や功利主義の持つ道徳的直観を一切合財捨てることはできないと感ずるからである。そして私はたとえばロスバードほど徹底したりリバタリアンではないが、今日の大部分の論者よりも消極的自由を尊重し、ほとんどすべての現代国家は正当化できないほど巨大で人々の生活に過度に介入していると考えているのだから、『リバタリアニズム』のたいていの理解によれば私はリバタリアンに含まれる⁽⁸⁾」。

この引用に見える、森村のリバタリアニズム像の中心は、巨大化した国家の批判・小さな政府の擁護である。そして、アスキューの理解とは対照的に、森村の理解によれば、最低限の生存権の保障などが政府によって行われても、それはリバタリアニズムなのである。おそらく、森村は「リバタリアニズム」に、理論的には消極的自由の相対的に強力な擁護を、国家観としては相対的に小さな政府を擁護することを要求しているのである。

また、森村は、古典的自由主義と最低限の生存権について、次のように述べている。

「古典的自由主義者は、自由権に加えて最小限度の請求権としての生存権を基本権の中に含めるだろう。(中略)リバタリアンの中には、政府が存在しない社会では相互扶助や貧困者救済のための組織が発達するから、誰もが生きていける、と考える人が多い。私はこのような推測に反対する者ではないが、最低限の生存権を法的に認めることは必要だろうと考える。なぜならいくらリバタリアンな社会で困窮者が事実上少なくなるにしても、相互扶助や救済事業の網の目からこぼれ落ちる人がいるかもしれないからである」⁽⁹⁾。

ここで森村は、なぜ相互扶助などからこぼれ落ちる人も救わなくてはならないのかについて言及していないが、おそらく、それはリバタリアニズムの純粋な所有権の擁護よりも、困窮者の救済の方が重要だという、道徳的直観による帰結主義的な考慮を優先したのだろう。言い換えれば、森村は自然権論(自己所有権論)をベースにしつつも、その帰結について、道徳的直観によって修正を加えている、と考えることができるだろう。

第三節 橋本祐子の「最小福祉国家論」

橋本祐子は自らの議論を「最小福祉国家論」と名付け、それは「穏健なりバタリアニズムとも呼ばれる古典的自由主義の考え方」⁽¹⁰⁾を基礎にしている、と述べている。橋本によれば、最小福祉国家とは「最小限の福祉への権利は保障するが経済格差の是正それ自体を目的とした分配までは認めない国家である。これは、人々に最小限の生活を保障するということと経済格差を是正するということは明確に区別されねばならないと主張するものである」⁽¹¹⁾。また、橋本は、最小限の福祉への権利、「ソーシャル・ミニマム (social minimum) を保障する福祉国家の基礎づけ」としては、平等主義ではなく充足性説こそ最も説得力がある」と論じる。その充足性(充分性)をどのような基準

によつて考慮するのかは、明確にされていないが、その程度は、最小限の生活に必要なレベルであるとされている。この「最小限の福祉への権利」は、人道主義的配慮、功利主義的考慮、「プロジェクト追求者」という人間理解によつて基礎づけられる¹³⁾。その一方で、古典的自由主義が基本的に擁護する、他人から干渉されないという消極的権利を侵害してまで、積極的権利である最小限の福祉への権利を認めるのだから、強力な根拠が必要になり、その侵害の程度は最小限にとどめなければならない、と論じられている¹⁴⁾。

おそらく、日本においては、この様な議論を展開する橋本も、リバタリアンに含まれると理解されている。しかし、リバタリアニズムとは拡大国家、すなわち「福祉国家」を批判するための議論ではなかつたのだろうか。

第四節 小括——議論の方向性の確認

ここまで、雑駁にはあるが、古典的自由主義者である、日本のリバタリアンたちが、自らをどのように理解しているのかを見てきた。

大方の理解通り、無政府資本主義からソーシヤル・ミニマムを保障する政府の必要を説く議論までが「リバタリアニズム」に含まれるのだとすれば、その国家論、政治・経済的制度観のまとまりは、何によつてもたらされているのだろうか。また、このアスキー分類は、彼が言う所の現代自由主義・リバタリアニズムをどのように理解しようとしているのだろうか。リバタリアニズムは国家の規模の問題として考えて良いのだろうか。一方で、論者によつては、古典的自由主義こそがリバタリアニズムの主流なのであつて、アスキーがリバタリアニズムであると考えた無政府資本主義や最小国家論は、一時的な例外であるとさえ考える。この様な理解の存在は、我々にリバタ

リアニズムには別の中心的関心事が存在しているのではないかと思わせる。

また、橋本の「最小福祉国家論」がリバタリアニズムに含まれるか否かは、古典的自由主義の理解に依存する。アスキュー分類では、古典的自由主義の国家には、最小国家論が認める役割に加えて、「貨幣の供給や若干の福祉活動など、いくつかのサー・ヴィ・ス・提供」も許容される。しかし、どのような活動が、どの程度行われることを許容するのかが、明らかにされていない。言い換えれば、どこから古典的自由主義ではないのか、批判されるべき拡大国家なのかを明らかにしなければ、古典的自由主義もリバタリアニズムである、という議論の射程は（不当にも）劇的に拡大していくことになる。その限界がどこにあるのかを見定める必要がある。

もし、リバタリアニズムが国家の規模にこだわるのであれば、この問題は、一義的には国家活動の規模それ自体への言及によつて答えられるべきである。特に、左派リバタリアニズム (left libertarianism) が、「自己所有権」という同じ道徳的原理を持ち出して、(右派)リバタリアニズムと全く異なる国家観、政治・経済的制度への含意を引き出すことを考えれば、国家活動の規模自体をメルクマールとして維持することには、本稿の関心からすれば、一定の利点がある。もちろん、このような方法によつてもたらされる理念的な示唆が存在するのであれば、本稿はそれをくみ取らなければならない。

以上、雑駁ながら本稿の問題関心を述べた。本稿がまず検討すべきは、どこまでが擁護されるべき古典的自由主義であり、どこからが批判されるべき拡大国家なのかを明らかにすることである。次章では、国家の規模を問題にする議論を二つ紹介したい。

第二章 「古典的自由主義」の射程

第一節 ジェイソン・ブレナン (Jason Brennan) の分類

ジェイソン・ブレナンは、リバタリアニズムは包括的な用語 (umbrella term) であって、それらは主に3つのカテゴリーに分類されるという。それは①古典的自由主義者 (classical liberals) ②ハード・リバタリアン (hard libertarians) ③新古典的自由主義者 (neoclassical liberals) である。そして、ブレナンによれば、これらは時系列的な並びでもある。以下、これらのカテゴリーを、ブレナンの議論に従って説明する。⁽¹⁵⁾

第一項 ブレナンの時系列的分類

① 古典的自由主義者

古典的自由主義者は一八、一九世紀ごろに始まる、最初の「リバタリアン」である。二〇世紀の論者として、ハイエク (F. A. Hayek)、『ブキャナン (James Buchanan)』、タロック (Gordon Tullock)、『ミルトン・フリードマン (Milton Friedman)』が挙げられる。古典的自由主義者は、開かれた寛容な社会、強い市民権、強い所有権、開かれた市場経済を支持する。古典的自由主義者は、何らかの問題を解決するのに政府を用いることに、(後述の) ハード・リバタリアンほど反対せず、道路や国防などの公共財、何らかの社会的セーフティ・ネット、公的な学校教育や教育パウチャーの提供、市場経済の規制などは、政府の任務だと考える。そして、古典的自由主義者は、自由を

尊重することが、良い帰結をもたらす傾向にあるから、我々は自由を尊重するべきだ、と考える傾向にある。

② ハード・リバタリアン

ハード・リバタリアンは、古典的自由主義から発達して二〇世紀中ごろに生まれた、古典的自由主義思想のよりラディカルなヴァージョンである。このカテゴリーにはアイン・ランド (Ayn Rand)、ロスバード (Murray Rothbard)、ノージックが含まれる。古典的自由主義者は所有権を重要だと考える一方、最低限の公共財や福祉プログラムの提供のために課税が許され得ると考えたが、ハード・リバタリアンは、そのような課税はすべて、道徳的には窃盗と同じであると考えた。たとえば、あなたに貧困者を援助する道徳的な義務があつても、オックス・ファミにはあなたが援助することを強制する権利がないのと同じである。それゆえハード・リバタリアンは、政府の役割は最小限度であると考え、司法システム、国防、治安維持に限るべきだと考える。さらにハードな、アナキストであるリバタリアンも存在する。彼らは、もし、市場での私的な独占が悪だとしても、強制的な権威の使用の政治的独占の方がより悪い、と考えている。

ハード・リバタリアンは、彼らの信念を、良い帰結を生み出すことよりも、人々の権利に基礎づける傾向にある。尤も、ハード・リバタリアンは、リバタリアンな社会が、他のいかなるオルタナティブよりも良い帰結を生み出すと考えている。リバタリアニズムと言われて、一番に思いつくのは、このハード・リバタリアニズムかもしれない。しかし、ハード・リバタリアニズムは、幅広いリバタリアン思想の本流 (mainline) を表現しておらず、いくつかの点で、古典的自由主義思想の中で逸脱 (aberration) しているのである。

③ 新古典的自由主義者

新古典的自由主義は、この三〇年ほどで登場した新しい形の古典的自由主義である。彼らのうちの幾人かは、自身を新古典的自由主義者 (neoclassical liberals) や bleeding heart libertarian と呼ぶ⁽¹⁶⁾。新古典的自由主義は古典的自由主義と多くの関心を共有するが、社会正義 (social justice) に明確で根本的な関心を持っている点で異なる。正しい社会構造は、社会の中で最も不利で傷付きやすい人々を含めた、全ての人の利益になるように十分に働くはずである。新古典的自由主義者は、他のリベタリアンたちと同じく、人は人格の尊重として所有権を持つと考えるが、もし、私的所有権が体系的に多くの人々を彼ら自身の責任によらずに貧窮させる傾向にあるならば、その体制は正統でない (illegitimate) とも考える。

社会正義の観念は、マルクス主義や左派リベリズム、社会民主主義と関係づけられるが、新古典的自由主義者は、開かれた自由市場、強い所有権、経済的自由へのコミットメントと、社会正義への関心は、両立するだけでなく、後者は前者を要求すると考える。マルクス主義は社会正義を現実化させるためには、我々は開かれた市場や強力な経済的権利を持つことができないと考え、社会民主主義は、我々は高度に管理・規制された市場と弱い経済的権利を持たなければならないと考えた。しかし、新古典的自由主義は、もし、我々が貧困に関心を持ち、社会正義を実現させたいならば、我々は開かれた市場と強力な経済的権利を持たなければならない、と考える。

これら3つの議論は、社会正義に対する態度によって分類することができる。ハード・リベタリアンはこれを拒否し、新古典的自由主義は肯定する。時系列的な問題もあって、古典的自由主義はこの点について不明確である。しかし、多くの古典的自由主義者が貧困に関心を持っていたのは明らかである。古典的自由主義者が古典的自由主義の制度を支持している理由の大部分は、その制度が貧困者を助けると彼らが信じていることにある。

第二項 ブレナン分類と「古典的自由主義」

ブレナンはリバタリアニズムを、古典的自由主義の「変遷」という視点から、眺めていると言って良いだろう。その一連の古典的自由主義の流れを、社会正義（分配的正義）に関心を持つか否かで分けることの妥当性については、意見が分かれるに違いない⁽¹⁷⁾。

しかし、ハード・リバタリアンこそ「逸脱」だ、というブレナンの議論は、日本のリバタリアンにも一定の説得力を持っているように思われる。というのも、アスキューが無政府資本主義と最小国家論だけをリバタリアニズムだとして、古典的自由主義は現代自由主義ではあるが、リバタリアニズムではないと考えたことの裏返しとして、ブレナンのハード・リバタリアニズム逸脱論を捉えることができるからである。アスキューの見立て通り、確かに、それらは別のものとして認識できるのである。

では、ブレナン分類から、日本のリバタリアンが持つ、広義のリバタリアニズム理解にどのような示唆が得られるだろうか。ブレナンは、(新)古典的自由主義とハード・リバタリアニズムは、社会正義への関心の有無を基準に分けることができると考えた。それは帰結への態度・関心の示し方として現れているのではないか。ブレナンの議論の通り、ハード・リバタリアンも自らの擁護する体制が別のオルタナティブより、良いものになると主張しているが、これもブレナンの議論の通り、ハード・リバタリアンは帰結の良さよりも、人々が持っている権利の方に関心を払っていることが多い。一方で、(新)古典的自由主義者は貧困をはじめとした、制度がもたらす帰結の悪さに関心を払っており、悪い帰結をもたらす制度は不正であると考え、何らかの方法で救済しなければならぬと考えている。両者の帰結に対する態度は明らかに異なる。後者の帰結は、福利の問題を多分に含み、その分配状況(の修正)について考えている一方、前者の帰結の関心事は、福利への関心も含むだろうが、少なくとも、その分

配状況（の修正）にはない。後者の態度は、既述の森村や橋本が、帰結（功利）主義的考慮と呼んだものに他ならない。このように考えると、リバタリアニズムにおいて、帰結主義的議論は、より大きな政府、つまり、古典的自由主義へと繋がりがやすい傾向を持っているのではないだろうか、と推測することができる。「傾向」以上の確信はないが、次節でもこの視点は重要になる。

第二節 スティーブン・ナサンソン (Stephen Nathanson) の分類

ナサンソンはリバタリアンではないが、アメリカにおける政治的分極化 (political polarization) の問題を素材に、これに対する処方箋として、様々な政治・経済的システムのスペクトル的な分類を行っている。その主な関心は、現代のアメリカの政治状況にあるが、しかし、アスキュー分類について考えた際に生じた、どこからが古典的自由主義でないのかを考える上では、有用な分類である。以下では、ナサンソンの分類を紹介する。⁽¹⁸⁾

第一項 政治的分極化を避けるための、スペクトル的分類

政治において、不一致は常に存在するが、全ての不一致が分極化するわけではない。分極化は、大きな一団となった人々が、正反対とでも言えるほど、一貫して異なった考えを持つ時に起こる。このような状態が甚だしくなるとき、思慮深さ (civility) を保つことができなくなる。極度の分極化の危険性を考えれば、そのような考えの極端さを緩和する必要がある。そのために、概念化 (conceptualization) の問題は重要であり、より良い概念化は政治的分極化の脅威を和らげるはずである。



二〇〇九年、オバマ大統領はリーマン・ショックに始まるアメリカ経済の危機を救うために、企業を援助する政策を打ち出したが、この政府による経済への介入は、その（極端な）批判者によって社会主義的であるとされ、また、オバマの真の狙いはアメリカの自由市場・資本主義経済を掘り崩すことにあるとさえ言われた。二〇〇八年の大統領選挙では、オバマとマルクスが肩を組む、左のような画像まで出回っていた。

なぜこのような批判がまかり通るのか。それはアメリカにおける政府と経済の関係について、「資本主義」と「社会主義」という二元的な概念的スキームが横たわっているからである。この視点からは、アメリカにおける多くの問題が、アメリカは資本主義と社会主義のどちらであるべきかについての対立だと考えることになる。共和党の予備選挙においてミシェル・バツクマンが、「社会化された医療」を擁護するロムニーとオバマを「つつまじやかな (frugal) 社会主義者」と「抑制のきかない (out-of-control) 社会主義者」と批判したのは、象徴的である。このような批判が可能だったのは、資本主義と社会主義がしっかりと定義されずに用いられたからであり、様々な意見や提案がこのシンプルで曖昧な二分法に投げ込まれてしまったからである。ゆえに、まず、この両者の定義から始めなければならない。表2は資本主義と社会主義の所有形態、生産と分配のシステム、財やサービスの割り当

表2 資本主義と社会主義の定義

所有形態	資本主義	社会主義
生産・分配システム	私的所有 市場システム	公的所有 計画経済
割り当てルール	私的生産・売買 支払い能力に応じて +贈与	生産・分配の公的管理 必要に応じて または、平等な共有

表3 資本主義・福祉国家・社会主義の定義

所有形態	資本主義	福祉国家	社会主義
生産・分配システム	市場システム 私的生産・売買	主に私的所有 主に市場システム + 政府によるいくつかの資源の生産と分配	公的所有 計画経済 生産・分配の 公的管理
割り当てルール	支払い能力に応じて + 贈与	支払い能力に応じて + 贈与 + 法的に保証された、 いくつかの資源へのア クセス	必要に応じて または、平等 な共有

義の強力な擁護は殆ど行われていないにもかかわらず、現実には分極化が起きている。それは標準的な概念である「福祉国家」が見落とされているからである。アメリカは純粋な資本主義でも社会主義でもなく、福祉国家だが、それは別個のシステムとして認識されていないので、それが何なのか、よく理解されていない。というのも、福祉国家的な制度は、ニューディール期に発達し、これによって政治・経済的システムは変化したが、資本主義イデオロギーは維持されたからである。それは人々に新しい形態の「資本主義」として理解されたため、福祉国家の明確な理解とそれを支持する理由は欠けてしまった。福祉国家は表3のように理解される。

純粋な資本主義と社会主義が、それぞれ市場と政府だけを支持しているのに対して、福祉国家は、基本的に市場システムを擁護しつつ、いくつかの財やサービスの分配については、市場ではなく政府によってなされるべきだと考える。この福祉国家の存在は、資本主義と社会主義の極端な二者択一を避けることに資する。福祉国家の目標は、

て原理（ルール）を示している。

この様な理解において、資本主義では、政府は最小限の経済的役割しか果たさないが、社会主義では、政府が経済を動かす。もし、これら2つだけが選択肢なのであれば、それらの重要性和、その間の差異の極端さは、いずれか1つを選択する合意か、劇的な意見の分極化を生み出すだろう。アメリカにおいては、社会主

表4 システムのスペクトルの分類

市場 100%・政府 0%	無政府資本主義
	最小国家資本主義
	審判国家資本主義
	実践的資本主義
	危機救済福祉国家
	機会福祉国家
	ディーセント・レベル福祉国家
	市場社会主義
市場 0%・政府 100%	国家社会主義

人々に最も重要な財へのアクセスを確保することによって、福利を増進することである。ゆえに、福祉国家にとって重要なのは、市場か政府かということではなく、目標を達成するために、どの財を市場によって、どの財を政府によって分配するべきなのかという問題である。資本主義の擁護者は、福祉国家は社会主義の別名以外の何物でもない、と批判するかもしれないが、多くの「資本主義者」は政府の治安維持活動や初等教育の保障（①教育パウチャーなど）を当たり前のものだと考えている。少なくとも、我々はそのような「資本主義者」を、社会主義者だとは考えない。このように福祉国家は、資本主義と社会主義のいずれでもなく、各システムの良い所を取り、悪い所を排除した、ハイブリッド・システムなのである。もし、福祉国家が最終的には拒否される選択肢になるのだとしても、それが選択可能なシステムだと認めるべきである。

しかし、この3つの概念化であっても、まだ大まかなものに過ぎない。資本主義、福祉国家、社会主義はそれぞれ、重要な意味で異なったサブ・カテゴリーに分かれている。そのようなサブ・カテゴリーは、我々により多くの細やかな選択肢の認識を可能にしてくれる。表4は、市場と政府の役割の程度を指標にしたシステムのスペクトルの分類であり、それら各々には名前が与えられている。

以下では、この分類のうち、4つの資本主義と3つの福祉国家について論じる。

第二項 4つの資本主義

本項では、前項で分類した4つの資本主義について、主に政府の役割に注目して、説明していく。表5はその特徴を整理したものである。

表5 4つの資本主義

	市場と政府の役割	誰が何を得るかについての割り当て基準
無政府 資本主義	純粹な市場 政府無し 政府サービス無し	各々の支払い能力に応じて +贈与 保障された資源無し
最小国家 資本主義	市場システム +政府による、強制と詐欺からの保護	各々の支払い能力に応じて +贈与 +警察・軍隊による防衛へのアクセスの保障
審判国家 資本主義	市場システム +政府による、強制と詐欺からの保護 +政府による経済的ルールの作成・審判・所有権の決定・紛争の裁定・市場ルールの執行	各々の支払い能力に応じて +贈与 +警察・軍隊による防衛へのアクセスの保障 +市場ルールの作成・裁定・所有権の執行
実践的 資本主義	市場システム +政府による、強制と詐欺からの保護 +政府による経済的ルールの作成・審判・所有権の決定・紛争の裁定・市場ルールの執行 +他のいくつかの重要な社会的利益の提供	各々の支払い能力に応じて +贈与 +警察・軍隊による防衛へのアクセスの保障 +市場ルールの作成・裁定・所有権の執行 +社会的に有用な利益への限定的なアクセス（教育・公園・いくつかの負の外部性からの保護など）

・無政府資本主義 (anarcho-capitalism)

政府の役割はない。無政府資本主義者は、市場に由来する自由・権利・個人主義・私的所有・市場システムへのコミットメントを持っており、政府が市場に関与することを拒否している。

・最小国家資本主義 (minimal state capitalism)

最小国家資本主義の擁護者は様々な理由で無政府資本主義を拒否するが、その主な理由は、ホッブズの自然状態を想定して、無政府状態の無秩序への移行を危惧するというものである。それゆえ最小国家資本主義者は、政府の防衛的な役割（だけ）を正統な役割であると認め、「夜警国家」を擁護する。そして、その分だけの強制的な課税を要求する。それ以上の役割は政府には与えられず、市場取引や贈与によって、自らのニーズを自らで満たさなければならぬ。

・審判国家資本主義 (umpire state capitalism)

審判国家資本主義の擁護者は、防衛だけを政府の役割だとする、最小国家資本主義を批判する。審判国家資本主義者は、市場が全ての問題を解決するとは考えず、市場がもたらす問題、主に独占を政府によって解決するべきだと考えている。彼らは、ある財やサービスの供給について独占が生じると、競争がなくなり、市場システムの利点を生かすことができなくなると考える。それゆえ、政府が市場での独占を予防・破壊する必要がある、政府に防衛以上の役割を委ねる必要が生じる。そのために、何が強制や契約違反なのか、また、所有権の確定について決定する、立法や司法が必要である。審判国家資本主義は、市場システムを、すべて自己制御なのではない、複雑なシス

テムだと考える。それが十全に機能するためには、政府には最小国家以上の役割が必要になるのである。

・実践的資本主義 (pragmatic capitalism)

実践的資本主義の擁護者は、他の資本主義者と重要な価値観を共有している一方、他の資本主義者ほどイデオロギー的に厳格なわけではない。この立場の代表者はミルトン・フリードマンである。フリードマンは、ルールの作成や執行など、審判国家資本主義的な主張をする一方、功利主義や実践的な理由に訴えて、より広範囲の政府の役割を擁護した。彼は自然権やイデオロギー的に厳格な原理に訴えず、その代わりに、価値あるサービスだが、私的な支払では実現できないという理由で、政府の役割を拡大する。たとえば、教育バウチャーを含む初等教育の保障、道路の建設、汚染などの負の外部性への介入などがそうである。実践的資本主義者は、政府よりも市場を強力に擁護し、政府の役割と規模を最小化する道を探るが、重要な財やサービスが市場によって有効に提供されない場合、政府の役割を広く認める用意がある。

第三項 3つの福祉国家

本項では、前項の資本主義の分類に続いて、福祉国家の分類を紹介する。福祉国家の擁護者には、資本主義者が政府に持つような反感や、社会主義者が市場に持つような反感がない。彼らはプロセスよりも人間の福祉 (well-being) についての結果を重視する。それゆえ、政府が何らかの財を供給することが、最もよく福祉を増進するのであれば、その政府の役割に反対する理由はなく、一方、市場が増進できるのであれば、それに反対する理由もない。福祉国家の分類は、どのような資源が人々に保証されるべきか、それにどのような理論的根拠があるのかに依存す

る。表6は、そのような視点から、福祉国家を3つに分類したものである。

表6 3つの福祉国家

<p>危機救済福祉国家</p>	<p>機会福祉国家</p>	<p>ディーセント・レベル 福祉国家</p>
<p>市場システム + 政府による、強制と詐欺からの保護 + 他の生命を脅かす様な危機状態からの保護</p>	<p>市場システム + 政府による、強制と詐欺からの保護 + 他の生命を脅かす様な危機状態からの保護 + 教育へのアクセスの保障 + 他の機会を生み出す様な資源へのアクセスの保障</p>	<p>市場システム + 政府による、強制と詐欺からの保護 + ディーセント・レベルの福利に必要な資源の提供の保障 (ex 貧困の撲滅に充分な程度)</p>

・ 危機救済福祉国家 (emergency relief welfare state)

危機救済福祉国家の擁護者は、平時においては資本主義者の見解に同意し、人々は市場を通じてニーズを満たすべきだと考える。しかし、命が脅かされるような危機的状況においては、国家が人々を援助するために介入することが許される。言い換えれば、危機救済福祉国家は、独立独行 (self-reliance) と思いやり (compassion) の両方にコミットしており、思いやりは、ごく限られた形で危機救済として反映されるが、危機が去れば、その人はまた独立独行で生きていかなければならないと考える。危機救済福祉国家は、無政府資本主義・最小国家資本主義・審判国家資本主義が提供するだろう物よりも多くのもの (ex 食糧、住居、医療) を提供するが、実践的資本主義と危機救済福祉国家のどちらが、危機に際して、より多くのものを提供することになるかは、明らかでない。

・機会福祉国家 (opportunity welfare state)

機会福祉国家の擁護者も独立独行に価値を置くが、往々にして危機は長期的な逆境によってもたらされていると考える。それは人々が大きく異なった状況から人生を始めることに由来しており、その結果として、人々の競争を有利／不利にする、受けるに値しない（デイス）アドバンテージがもたらされるのである。機会福祉国家の擁護者は、危機救済を支持するが、そのような介入では小さすぎ、かつ、遅すぎると考える。彼らは、全ての人が、競争的な市場経済において成功するチャンスを得るため、教育やその他の機会を生み出す様な資源を提供されるべきだと考える。そして、政府はチャンスさえ提供すれば、それ以上の責任を問われることはない。政府が提供する責任のある資源は、成功するチャンスのためのものであつて、成功そのものではない。しかし、この様な「真の機会 (genuine opportunity)」に「コミットすると、形式的な公的教育の提供にとどまらず、十分な栄養や健康の管理、生まれや成長の環境が若年者に与える影響への配慮など、様々な実質的な介入をしなければならぬ可能性がある。このように、機会福祉国家の擁護者は、政府が様々な種類の財やサービスを提供することを擁護しなければならぬ。

・ディーセント・レベル福祉国家 (decent level welfare state)

ディーセント・レベル福祉国家の擁護者は、危機救済福祉国家や機会福祉国家では、広範囲に及ぶ貧困が続くことになるという理由で、⁽¹⁹⁾両者を拒否する。彼らは労働とディーセントな人生に必要な資源へのアクセスを切り離し、市場競争で成功するか否かに係わらず、全ての人にディーセント・レベルの福利を提供することを目指す。貧困とは、ディーセント・レベルの福利を獲得するのに必要な経済的資源がない状況を指すので、ディーセントな人生の

ための資源を保障するという目標は、貧困を撲滅するという目標と同じである。この「気前の良い」資源の保障は、福祉国家という名前ながら、社会主義を思わせるかもしれないが、それは誤解である。ディーセント・レベル福祉国家は、人々に最低限の資源を提供するが、社会主義と異なり、不平等を許容し、収入や財産の上限を課さず、殆どの財やサービスの分配を市場に委ねる。

第四項 ナサンソン分類と「古典的自由主義」

前節のブレナン分類の検討でも述べたが、ナサンソン分類でも、政府の役割・規模が大きくなるに連れ、帰結主義的考慮が強く働く傾向がみられる。ナサンソンも、福祉国家はプロセスやイデオロギー的な厳格さよりも、結果的な福祉を重視すると論じている。無政府資本主義を始点とする、リバタリアンな視線でこの分類を辿るとき、消極的な権利観・福利的な帰結の軽視・市場の絶対視から、積極的な権利観・福利的な帰結の重視・市場の相対視への変化を追っている、と考えられる。尤も、実践的資本主義や機会福祉国家が、この通りの並びに必ず落ち着くのか、ということには検討の余地がある。

また、ナサンソン分類は、アスキュー分類の国家観の指標と類似した並びになっている。本稿の関心は、アスキュー分類の古典的自由主義に該当する部分がどこまでなのか、という点にある。公共財や最低限の福祉の供給は、審判国家資本主義からディーセント・レベル福祉国家まで、いずれの場合にも言及されている。問題は「ある程度の」提供が、いつから「度を越えた」と評価されるかである。

たとえば橋本の（リバタリアニズムである）最小福祉国家論は、この分類ではどこに当たるだろうか。橋本の最小限の福祉への権利を正当化する議論は、人道主義的配慮、功利主義的考慮、「プロジェクト追求者」という人間

理解に依拠していた。その論理において、人道主義的配慮と功利主義的考慮は、まさに福利についての帰結主義的考慮であり、プロジェクト追求者モデルは、プロジェクト追求を可能にする、前提条件の整備という形で、福利的な配慮を要求する。また、橋本は「問題とされるべきなのは絶対的な貧困レベルであり、所得格差の是正それ自体は道徳的には重要ではない」という充分性説の見解に与しており、問題は、平等そのものではない、と考えている。この見解は、おそらく、ディーセント・レベル福祉国家論に最も近い。そう考えると、アスキュー分類における古典的自由主義はディーセント・レベル福祉国家までを含む、と考えることができる。

このように考えると、リバタリアニズムは広く福祉国家論であり得るということになる。より具体的には、リバタリアニズムは、充分性説的福祉国家論であり得る。これは「リバタリアニズム」というラベリングとして問題ないのだろうか。リバタリアニズムとは、肥大化した現代国家、とりわけ福祉国家を批判して来たものではなかったのか。

第三章 若干の検討——平等・充分性・自由

仮に、リバタリアニズムが充分性説的福祉国家論であり得るとすれば、ナサンソン分類によれば、リバタリアニズム以外は全て何らかの社会主義だ、ということになる。リバタリアニズムは、自らの立場以外は社会主義だ、と主張する議論なのだろうか。もちろん、ナサンソン分類は絶対ではないが、あまりにリバタリアニズムが幅を利かせすぎではないか。リバタリアンが論敵としてきた福祉国家リベラルとは、社会主義のことだったのだろうか。

前章では、アスキュー分類と比較し、リバタリアニズムのラベリングを検討するために、ブレナン分類とナサン

ソン分類を紹介した。しかし、結果として（直感的にだが）リバタリアニズムが不当に広がってしまったように思われる。これは、大屋雄裕が自身のブログの表題にした、象徴的標語「ぼくもわたしもリバタリアン」⁽²¹⁾の状況を作り出してしまっているのではないか。それで構わない、と答えるのも一つの方法だが、もう少しこの事態を詳しく見てみたい。まず、ノージックをはじめ、リバタリアンたちは明らかにロールズの議論を指して「拡大国家」「福祉国家リベラル」と呼んできたはずである。では、ロールズの議論は福祉国家論なのだろうか。簡潔にロールズの議論を確認しておきたい。

第一節 「財産所有のデモクラシー」と「福祉国家」

ロールズは『正義論』の改訂版の序文において、自らの『正義論』初版の議論について、次のように述べている。「今の時点ではなら違った書き方をするであろうと思われるもう一つの修正点は（第五章で導入された）〈財産所有のデモクラシー〉（property-owning democracy）と〈福祉国家〉（welfare state）という二つの理念を、もつと明確に区別するということである」⁽²²⁾。両者のうち、ロールズは前者を擁護する。では、それらはどのように異なるのか。

ロールズにとって、福祉国家とは次のようなものである。「〈福祉国家〉が掲げる目標は、いかなる人もそこそこの生活水準以下に陥らないようにすることであり、またすべての人が（たとえば失業手当や医療ケアといったかたちで）偶発事故や不運からの一定の保護措置を受け取ることになる。（中略）だが、このようなシステムは、甚大な富の不平等、しかも相続譲渡の可能な富の不平等を許容してしまうかもしれない」⁽²³⁾。ロールズのこのような福祉国家理解は、ナサンソン分類の理解や最小福祉国家の「福祉国家」理解と多くの部分が一致している。福祉国家に

おいては、政府によって介入されるべき一定の事態は存在するが、富の不平等それ自体が問題とされ、是正されるわけではない。

一方、財産所有のデモクラシーはどうか。「〈財産所有のデモクラシー〉が目指すものは、自由かつ平等な人格と見なされる市民たちによる、長期にわたる公正な協働のシステムという社会の理念を実現することにある。したがって基本的な諸制度は、市民が社会の十全な協働メンバーでありうるための生産手段を一握りの人びとだけにではなく、市民全員の手にはじめから委ねなければならない。強調されるべきは、資本および資源の所有権が相続と譲渡に関する法律によって、時間をかけて着実に分散されること、公正な機会均等が教育や訓練の提供などを通じて確保されること、そしてさらに諸制度が政治的自由の公正な価値を支持することである。格差原理の射程と趣旨を余すところなく見極めるためには、〈福祉国家〉ではなく〈財産所有のデモクラシー〉（あるいは「ヘリベラルな社会主義政体」）という制度上の脈絡において、この原理を理解しなければならない²⁴。財産所有のデモクラシーでは、明らかに相対的な平等が重視され、かつ、かなり徹底した財の（分配というよりも）分散が目指されている。ロールズは、彼の諸原理を満たすために財産所有のデモクラシーを、または、歴史的條件や伝統、諸制度および社会的勢力の分布によっては、リベラルな社会主義政体を擁護する²⁵。

また、ロールズは別の著作において、次の五つの政体を区別している。(a)自由放任型資本主義(b)福祉国家型資本主義(c)指令経済を伴う国家社会主義(d)財産私有型民主制(e)リベラルな(民主的)社会主義、である²⁶。これらのうち、ロールズによれば、彼の正義の二原理に適った基本的諸制度たり得るのは(d)と(e)であるという。また、(b)と(d)の対比において、ロールズは、財産私有型民主制は「富と資本の所有を分散させ、そうすることで、社会の小さな部分が経済を支配したり、また間接的に政治生活までも支配してしまうのを防ぐように働く」が、福祉国家型資本主義

は「小さな階層が生産手段をほぼ独占するのを許容」してしまおうと論じる。⁽²⁷⁾

明らかに、ロールズが反感を示した福祉国家の理解は、ナサンソン分類が示したディーセント・レベル福祉国家や、橋本の最小福祉国家論を含む福祉国家理解である。それに対して、ロールズ自身が示した財産私有型民主制（および、リベラルな社会主義）は、明らかに平等、即ち、市民間での相対的な平等の程度を問題にしていた。つまり、全ての論者が福祉国家を何らかの「充分性（sufficiency）」を保障するような議論だと理解しており、そこには平等の観念とは全く別の関心が含まれていると言える。⁽²⁸⁾ 言い換えれば、福祉国家論者は平等主義者ではなく、充分性主義者のことであり、その原理によつて、区別することができる。それゆえ、リバタリアンに理解された古典的自由主義者の福祉国家論は、平等主義的でないという共通点を持つ。ゆえに、リバタリアニズムは、ロールズのな平等主義的リベラリズム（liberal egalitarianism）と区別することができる。⁽²⁹⁾

第二節 左派リバタリアニズムの問題

リバタリアニズムは充分性主義者、つまり、福祉国家論者でありうるかもしれないが、ロールズのような平等主義者ではない、ということが、ここまでで分かったことである。ここでもう一つ考えておくべきことは、左派リバタリアニズムはリバタリアニズムなのか、という問題である。日本では、多くのリバタリアンが、再分配的で平等主義的な左派リバタリアニズムはリバタリアニズムではなく、平等主義的リベラリズム（「福祉国家」）の一種だと考えている。しかし、左派リバタリアニズムは自らをリバタリアニズムであると公言している。

これは、左派リバタリアニズムの論者が、自己所有権論者か否かを、リバタリアニズムか否かのメルクマールに

しているからである。そして、少なくともアメリカでの哲学的な議論においては、それがリバタリアニズムであることと条件とされている。⁽³⁰⁾ リバタリアニズムを、このような意味で理解すれば、確かに、左派リバタリアニズムの論者はリバタリアンだろう。しかし、もしリバタリアニズムを政治哲学のある種の「党派」であると考えるのであれば、その制度的インプリケーションは右派と左派であまりにも隔たっている。

共に自己所有権論者でありながら、右派が再分配に否定的で、左派が平等主義的であるのは、各々が天然資源(natural resources)を無主物であると考えているか、共有物であると考えているかの違いに由来している。右派の代表的な論者であるノージックは、再分配に否定的な歴史的権原理論を提出したが、⁽³¹⁾ 左派の論者は、これを受け入れても、天然資源を用いた場合には、その成果の全てが生産者に帰属するわけではない、と論じる。そして、よく用いられる表現で言えば、左派は天然資源が「何らかの平等主義的な仕方で(in some egalitarian manner)」共有されていると考えているのである。

また、左派リバタリアニズムは、天然資源が問題にならない自己所有権(身体所有権)と、天然資源が問題になる財産権(私的所有権)を明確に区別する。尤も、身体所有権と財産権を、一応分けることができるという議論は、右派でも了解可能である。森村は身体所有権を狭義の自己所有権、それに基づく財産権を広義の自己所有権として区別し、前者の方がより強い説得力を持っていると認めている。⁽³²⁾ しかし、それでも森村は、経済的自由や財産権の重要性を強調して、平等主義的な再分配を否定する。⁽³³⁾ やはり、問題は天然資源の初期分配についての考え方にかかっている。⁽³⁴⁾

では、リバタリアニズムはこの想定を受け入れられるのだろうか。筆者の考えでは、左派は、哲学的にはリベラリズムというよりはリバタリアニズムなのかもしれないが、殊、政治哲学としては、その強い平等主義的傾向は、

ここまで筆者が議論してきたリバタリアニズムとは異なるものである。本稿が、第一に政治的・経済的制度の面に光を当てて、リバタリアニズムの境界を論じてきたことを考えれば、本稿では左派リバタリアニズムを、「リバタリアニズム」に含めることはできない。左派がリバタリアニズムと呼ばれるべきか否かは、分類の方法に大きく依存している。

第三節 「古典的自由主義」再論に向けて

ここまで、平等ではなく、充分性を擁護する福祉国家論が、古典的自由主義たり得る、つまり、リバタリアニズムたり得ると論じてきた。しかし、当然ながら、リベラルはロールズ主義者に限られないので、福祉国家論でありながら、リバタリアンな古典的自由主義でない議論も存在するだろう。それらと、古典的自由主義はどのように区別することができるのか。

まず、古典的自由主義者が、どのようにして帰結に関する考慮を正当化するかを確認しよう。とりわけ、本稿では何らかの権利論と帰結主義的考慮を両立させるといふ議論に焦点を当てたい。

たとえば、森村の議論は、自己所有権論と帰結主義的考慮を、道徳的直観の強弱という基準によって両立させた。森村は、身体所有権は最も強い直観だが、その延長であると考えられている財産権よりも、最低限の生存権の保障の方がより強く道徳的直観に訴えかけると考えた。⁽³⁵⁾ また、橋本の議論は、リバタリアニズムたる古典的自由主義の中心を為す、他人から干渉されないという消極的権利を侵害してまで、積極的権利である最小限の福祉への権利を認めるために、強力な正当化根拠を提出する、という理論構成を採る。⁽³⁶⁾ これらの議論に共通するのは、消極的な権

利を中心とする、リバタリアンな権利論と帰結主義的考慮は、そのままでは両立しないので、権利論を別のより強い理由・正当化根拠で一部覆して、帰結主義的考慮を実現する、という論法である。

また、ランディ・バーネット (Randy Barnett) は、ロスバード主義者のような、権利を純粋に道徳的根拠によって擁護し、帰結主義的な正当化論を批判する論者に疑義の目を向けている。バーネットによれば、古典的自由主義者は、道徳的権利論と帰結主義を調和させて自然権を論じてきたのであり、それが (道徳哲学でなく) 「政治」哲学である限り、自然権論か、帰結主義かという二者択一の議論は必要ない。⁽³⁷⁾

バーネットに従えば、自然権論を、一部、帰結主義的に修正するというのが何らの問題も抱えていないように思われるが、そうなのだろうか。政治哲学における自然権の帰結主義的正当化という議論は、自然権論なのだろうか。確かに、自然権論が、「正義は行われよ、たとえ世界は滅ぶとも」という状態に陥った場合、その議論は魅力に乏しい。しかし、それは自然権論の論理自体の破綻を意味しているのではなく、帰結の悪さを指摘されているに過ぎない。では、ここでの自然権論は、本当に別の論拠として、帰結主義的考慮を持ち出さなければ、そのような破滅的な結論に至ることを回避できないのだろうか。

繰り返しになるが、自己所有権論を帰結主義的に一部覆す、という議論は、次のような筋道を辿っている。自己所有権論による財産権の正当化や市場の擁護は正当だが、反直観的であったり、充足性を満たさない状況を作り出すものなので、この帰結を修正するための再分配を正当化する強い根拠が必要である。この論理は、一度市場などによって分配されて、各人の財布の中に入ったものを、本人の財産であると認めた上で、その後「再」分配する、という順を追っているように思われる。しかし、そのように考えなくても、同じような分配状況に「再」分配によらずに至ることは可能なのではないか。少なくとも、筆者には次の二つの議論の可能性があるように思われる。⁽³⁸⁾

一つの方法は、「プロジェクト追求者」のように、価値ある人間観や自由観を基準にして論じる方法である。そのような人間観や自由観が十全に機能する条件を保障するような、最低限の福祉制度は、権利保護的な公共財として（国防などと同様に）擁護されるはずである。それゆえ、再分配的性質は持ちうるが、純粹に帰結主義的に「再」分配として財の移転が行われるわけではない。

もう一つの方法は、ロック的但し書きの解釈である。ロック的但し書きは、ノージックが獲得（専有）の原理に付した但し書きである。それはロックが『統治二論』で論じた「共有物として他人にも十分な善きものが残されている場合には（there is enough, and as good left in common for others）」という制約（十分性の制約）を基にして⁽³⁹⁾いる。ノージックはこれを、専有が始まる以前、つまり、自然状態より暮らし向きが悪くならない場合と解釈し、これを満たす限りは、自由に専有できるとした⁽⁴⁰⁾。しかし、ノージックが挙げた、砂漠にあるたった一つの干上がらなかつた井戸の事例のように、いかに専有時点で但し書きを満たしていたとしても、環境の変化などにより、所有しているある時点で但し書きを満たさなくなったのであれば、それは既に、所有者の自由にできる財産ではない⁽⁴¹⁾。つまり、但し書きは所有・移転の際にも問題になるはずである。これは、財産権の正当化の前提となる但し書きなので、これによって要請される財の移転は、厳密には「再」分配ではない⁽⁴²⁾。

以上のように、古典的自由主義者が行ってきた帰結主義的考慮を、権利論の一部を覆すという方法によらずに、権利論と両立（内包）させることは可能である。右の二つの方法は、別のものとして書き表すことができるが、どちらかしか用いることができないというわけではない。ロック的但し書きのベースラインを引くために、人間観や自由観は重要な示唆を与えてくれるだろう。言い換えれば、人間観や自由観は、財の分配基準（原理）に大きな影響を持つのである。筆者の考えでは、この人間観や自由観が、福祉国家論でありながら、リバタリアニズムであ

るということを可能にする(前)理論的核心を提供しているのである。⁽⁴³⁾つまり、リバタリアニズムの徹底した個人主義的人間観・自由観こそが、リバタリアニズムを、リベラリズムを含む、類似した分配的帰結や政府規模、正當化根拠を持つ、他の議論から区別する上で重要なメルクマールなのではないか。リバタリアニズムの分類であることを謳うアスキー分類は、分類できてしまう指標ではなく、そこに書かれていないことこそ、リバタリアニズムに共有されるべき価値なのだ。「ネガ」として教えてくれていた、と考えることができる。

おわりに

本稿は、国家観による分類である、「古典的自由主義」の政府が果たす役割を軸に、いくつかの議論を対比・検討することによって議論を進めてきた。これまで筆者は、リバタリアニズムの議論を、第一に「Xという正當化根拠によるY国家の正當化論」と説明することが、ある一つの「塊」として認識される、リバタリアニズムが何ものであるかを見えなくしているのではないか、という違和感を持つてきた。もちろん、個人主義的人間観・自由観こそがリバタリアニズムの本質だ、という議論は大まかに過ぎる一方、複雑に過ぎる。しかし、リバタリアニズムとは何か、その中心的関心事は何か、といったアイデンティティを明らかにし、確認することも重要なことである。本稿は、筆者の旧稿・学会報告に頂いたコメントに対する応答の入口に至ったに過ぎない。本格的な応答については、他稿を期したい。

(1) たとえば、アスキー (1994年)、森村 (2001) (2005) 参照。

- (2) 詳しくは拙稿(2012)を参照されたい。
- (3) 本稿では扱わないが、リベラルな制度や憲法の特徴と、リベタリアニズムの発想がどのような点で、どのように相容れないか、リベラル側からの議論として、Freeman(2002)は興味深い。
- (4) 本節の説明はアスキュー(1994)による。
- (5) *Ibid.* pp.44-48.
- (6) *Ibid.* pp.49-54. 表もアスキューによるが、便宜のために、90度回転してある。
- (7) *Ibid.* p.56.
- (8) 森村(2006) p.429.
- (9) 森村(2001) pp.45-46.
- (10) 橋本(2008) p. ix.
- (11) *Ibid.* p.15.
- (12) *Ibid.* p.133.
- (13) *Ibid.* 第五章第三節
- (14) *Ibid.* p.234, p.240. 強調は筆者。
- (15) 以下、本節の議論は、主にBrennan(2012) pp.8-12.を参照。
- (16) この呼称は、その名を冠したウェブサイトが存在する程度には、重要な存在感を示している(<http://bleedingheartlibertarians.com/>)。ただ、あまり日本の議論で、この呼称を見かけたことはない。bleeding heartの語には「感傷的になる人」や「大げさに同情を示す人」ほどの意味があるが、その意味を十全に表現する訳が、筆者には思いつかない。感傷的リベタリアンや同情的リベタリアンでは意味が良く分からないし、慈善(慈愛)的リベタリアンでは、彼らの社会正義への関心を十分に捉えているとは言い難い。ここでは、遺憾ながら、英語でそのまま表記した。
- (17) たとえば、現代正義論上のリベタリアニズムの中心であるとされるノージックは、「自由がパタン崩壊させる」ということを重要視していた。彼にとって、社会正義の実現が重要であったとは考え難いし、寧ろ、自由はそのような「幻想」を打ち破るものだと考えられていたのではないか(Nozack(1974) ch.7, sec.1)。尤も、ノージックが採用した「ロック的但し書き」は、彼自身によって、まず問題にならないということが強調されるが、これも一種の(弱い)パタンではないのだろうか、という疑問もある。
- (18) 以下の紹介は、Nathanson(未公刊[2013予定])による。表2から表6もナサンソンによる(便宜のために、回転させ

- 向きを変えたものがある)。本論文は二〇一二年一月に行われた AMINTAPHIL (The American Section of the International Association for the Philosophy of Law and Social Philosophy) の学術大会での報告の為に、ナサンソンが提出したペーパー「Conceptual Poverty as a Cause of Political Polarization」が基になっている。このペーパーは AMINTAPHIL のページで見ることができたが、現在は消去されている。引用にあたっては、ナサンソン教授から引用の許可と共に、二〇一三年に行予定の本論文を送って頂いた。記してお礼申し上げたい。
- (19) 危機救済福祉国家では、人々の福利を脅かす長期的な状況に対処することができず、機会福祉国家では、人々が市場で成功するために競争する能力の、実質的な不均衡が作られる状況を、上手く取り除くことが難しいので、貧困が除去できない。ヒナサンソンは説明している。
- (20) 橋本 (2008) p.163.
- (21) 大屋雄裕によるブログ「おおよにき」の二〇〇六年三月一八日のエントリーの表題 (<http://www.axis-cafe.net/weblog/0hyararchives/000302.html>)。このエントリーは森村 (2005) 合評会の際のものである。
- (22) Rawls (1999) 邦訳 pp.xvi-xvii. 尤も、ロールズの立場が一定したものか否かという問題は、頻繁に議論の対象になってきたが、ここでは、ロールズ自身の『正義論』理解を扱う。
- (23) Ibid. 邦訳 pp.xvii-xviii.
- (24) Ibid. 邦訳 p.xviii.
- (25) Ibid. 邦訳 pp.xviii-xix.
- (26) Rawls (2001) 邦訳 pp.242-246.
- (27) Ibid. 邦訳 pp.247-248.
- (28) たとえば、Nathanson (2005) は、sufficiency と decency について、前者を心理的基準、後者を社会的基準であると考えているが、ここで議論している充分性は心理的な満足の問題に限られない。筆者が議論している充分性は主観・客観のいずれの基準も採用できるような意味でのものである。たとえば、「問題は、不平等ではなく、絶対的貧困である」と考える福祉国家論の場合に考慮されるべきは、時代や環境などの移り変わりと共に変化し、客観的で社会相対的な充分性である。
- (29) ここでの本稿の主張は「全ての充分性を論じる福祉国家論がリバタリアニズムである」というものではなく、「充分性を論じる福祉国家論もリバタリアニズムたり得る」というものである。
- (30) 少なぐや、Stanford Encyclopedia of Philosophy の Libertarianism の項目 (<http://plato.stanford.edu/entries/libertarianism/>)

- や、Valentynne (2009) はそのように論じている。また、自己所有権がリベラリズムの受け入れられない帰結をもたらすところ「議論の中心」 Taylor (2005).
- (31) Nozick (1974) 邦訳 pp.255-260.
- (32) 森村 (1995) p.48.
- (33) 森村 (1995) pp.27-28, (2001) pp.30-32.
- (34) 天然資源が「何らかの平等主義的な仕方」で存在すると考えるべきかについては、重要な問題だが、触れない。現在の議論状況は、双方、天然資源のあり方についての相手の議論が論証されていない、と、挙証責任の押し付け合いの様相を呈している。どちらにも一定の説得力があるように思われる。たとえば、Feser (2005), Valentynne (2009) を参照。また、左派による、自己所有権と平等主義の両立は成功していないという議論として、井上 (2008)。
- (35) たとえば、森村 (2001) pp.34-36, pp.45-47.
- (36) 橋本 (2008) pp.234.
- (37) Barnett (2004) pp.1-7.
- (38) Mack and Gaus (2004) pp.124-126.
- (39) Locke (1690) 邦訳 p.212.
- (40) Nozick (1974) 邦訳 pp.292-299.
- (41) Nozick (1974) 邦訳 pp.299-303. 逆に、資源は変化しないが、配慮されるべき人が増えた場合も同様の結果が生じるはずである。cf. Mack (1995).
- (42) ノージックの議論における「但し書きのベースラインはしばしば問題にされるが、ここでは触れない。尤も、ここでは論証できないが、「何らかの平等主義的な仕方」という天然資源への権原の想定が可能なのであれば、「何らかの十分性主義的な仕方」(in some sufficientarian manner)」という議論も不可能ではないのではないか、と思われる。そして、これはロッキの但し書きの解釈として、十分に妥当性を争えるのではないか(挙証責任は惜くとして)。
- (43) 筆者は旧稿(2012)第三章でこの点について論じた。尤も、現在では、より詳細な検討が必要だと考えている。この検討と人間観について、また、運の平等主義(Luck Egalitarianism)との差異については、他稿を期することとしたい。

【参考文献】

- アスキュー・デイヴィッド (1994) 「リバタリアニズム研究序説——最小国家論と無政府資本主義の論争をめぐって (一) (二)」法学論叢、第一二五巻六号、第一三七巻二号
- 井上彰 (2008) 「自己所有権と平等——左派リバタリアニズムの意義と境界——」『年報政治学2008—II 政府間ガバナンスの変容』木鐸社
- 橋本祐子 (2008) 『リバタリアニズムと最小福祉国家』勁草書房
- 福原明雄 (2012) 「リバタリアニズムの原理的再編成に向けての一試論 (一) (二・完)」法学会雑誌、第五十二巻二号、第五十三巻一号
- 森村進 (1995) 『財産権の理論』弘文堂
- (1997) 『ロック所有論の再生』有斐閣
- (2001) 『自由はどこまで可能か リバタリアニズム入門』講談社現代新書
- (2005) 『リバタリアニズム読本』勁草書房
- (2006) 「自己所有権論の擁護——批判者に答える——」『橋法字』第5巻2号
- Barnett, Randy (2004) “The Moral Foundations of Modern Libertarianism” in *Varieties of Conservatism in America*, ed. by Peter Berkowitz, Hoover Institute Press
- Brennan, Jason (2012) *Libertarianism: What Everyone Needs to Know*, Oxford U.P.
- Feser, Edward (2005) “There is No Such Thing as an Unjust Initial Acquisition”, *Social Philosophy and Policy*, vol.22, issue1
- Freeman, Samuel (2002) “Liberal Libertarians: Why Libertarianism is not a Liberal View”, *Philosophy and Public Affairs*, vol.30, no.2
- Locke, John (1690/1960) *Two Treatises of Government*, Cambridge U.P. (加藤節訳 (2007) 『統治論』岩波書店)
- Mack, Eric (1995) “The Self-ownership Proviso: a New and Improved Lockean Proviso”, *Social Philosophy and Policy*, vol.12, issue1
- Mack, Eric and Gaus, Gerald F. (2004) “Classical Liberalism and Libertarianism: The Liberty Tradition”, in *Handbook of Political Theory*, ed. by Gerald F. Gaus and Chandran Kukathas, Sage Publications Ltd.

- Nathanson, Stephen (2005) "Equality, Sufficiency, Decency: Three Criteria of Economic Justice", in *Ethical Issues for the Twenty-First Century*, ed. by Frederick Adams, Philosophy Documentation Center
- (未公開 [2013年説]) "The Market vs. Government Debate: Can Better Concepts Make It Less Polarized?"
- Nozick, Robert (1974) *Anarchy, State and Utopia*, Basic Books Inc. (嶋津格訳 (1985) 『ハナキー・国家・オートピア』木鐸社)
- Rawls, John (1999) *A Theory of Justice Revised Edition*, Harvard U.P. (川本隆史・福間聡・神島裕子訳 (2010) 『正義論』紀伊国屋書店)
- (2001) *Justice as Fairness: a Restatement*, The Belknap Press of Harvard U.P. (田中成明・亀本洋・平井亮輔訳 (2004) 『公正さの正義 再説』岩波書店)
- Taylor, Robert S. (2005) "Self-ownership and the Limits of Libertarianism", *Social Theory and Practice*, vol.31, no.4.
- Valentine, Peter (2009) "Left-Libertarianism and Liberty", in *Debates in Political Philosophy*, ed. by Thomas Christiano and John Christianman, Blackwell.